

東浦町自治集会所管理費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地区住民の組織的な自治活動の用に供する施設（以下「自治集会所」という。）の適正な維持及び管理を行い、もって地域住民の自治活動に円滑な運営に資することを目的とする東浦町自治集会所管理費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、東浦町補助金等交付規則（昭和52年東浦町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象自治集会所)

第2条 補助金の対象となる自治集会所は、一定区域の住民で組織する団体（以下「自治会」という。）が管理し、かつ運営する施設（同一の自治会が複数の自治集会所を管理運営する場合は、いずれかの1施設）とする。ただし、私的所有権を有する集合住宅の一部を利用して自治集会所としているものを除く。

2 前項の規定にかかわらず、年度の途中で新設された自治集会所については、第3条第1項第1号の補助金は当該年度の補助金交付の対象としない。

3 第1項の規定にかかわらず、国及び県（外郭団体を含む。）並びに東浦町から1,000万円以上の施設整備に対する補助金の交付を受けた場合は、建設した年度から10年間第3条第2号の補助金は、交付しない。

(補助金の種類及び交付対象経費)

第3条 補助金の種類及び交付対象経費は、次に掲げるものとする。

(1) 自治集会所管理費補助金 自治集会所の維持管理に要する費用で、別表1に掲げるものとする。

(2) 自治集会所整備費補助金 自治集会所の整備に要する費用（自治会の負担する費用の総額が200万円を超える場合に限り。）

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次に定める額を限度として予算の範囲内において定める。

(1) 自治集会所管理費補助金 別表2の基本額と同表の世帯数に応じた加算額の合計額に、同表の補助率を乗じて得た額

(2) 自治集会所整備費補助金 前条第2号の費用に別表3の補助率を乗じて算出した額又は同表の補助限度額のいずれか低い方の額

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の申請をしようとする自治会の代表者は、補助金等交付申請書（規則第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 集会所利用規則

(2) 自治会組織表

(3) 自治会会則

(4) その他、町長が必要と認める書類

(補助金の交付時期)

第6条 町長は、補助金の交付を請求されたときは、請求の日から起算して30日以内

に補助金の全部を交付するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月14日から施行する。ただし、この要綱による改正後の東浦町自治集会所管理費補助金交付要綱別表2の規定は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月4日から施行する。

別表1（第3条関係）

(1) 賃金	自治集会所管理人等に対する賃金
(2) 需用費	消耗品費、修繕料、燃料費、光熱水費、印刷製本費等
(3) 役務費	通信運搬費、火災保険料等
(4) 使用料及び賃借料	機械、器具、清掃用具等の借上料等
(5) 備品購入費	器具、機材等の購入費
(6) その他	上記以外で、町長が必要と認めるもの
交付対象経費として認められないもの	<p>1 慶弔費、交際費、懇親会費等社会通念上公金を財源とすることが不適切な経費</p> <p>2 東浦町暴力団排除条例(平成23年東浦町条例第16号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者を利する事業に要する経費</p>

別表2（第4条関係）

基本額	55,000円
加算額	世帯数が100を超えるものにつき、100世帯毎に20,000円。ただし、200,000円を限度とする。
補助率	自治会が所有し管理するもの又は有償で借り受け管理するもの 10分の10 自治会以外の者が所有し、自治会に管理を委託されたもの 10分の5

備考 世帯数は、前年度の9月末日を基準日とする。

別表3（第4条関係）

補助限度額	200万円。ただし、国、県等の補助金等を財源としてこの要綱を根拠に交付する場合は、当該補助金の額とする。
補助率	3分の1。ただし、自治会以外の者が所有し、自治会に管理を委託されたものについては自治会が負担した額の3分の1

備考1 この補助金は、同一施設につき5年に1回限り交付することができるものとする。ただし、災害等が原因による整備の場合は、この限りでない。

2 千円未満の端数は、切り捨てるものとする。